

公共鹿第 736 号  
平成22年 2月 4日

各所属所長 殿

公立学校共済組合鹿児島支部長  
(鹿児島県教育委員会教育長)

短期給付業務処理システム稼働に伴う給付方法の変更について(通知)

平成21年11月5日付け公共鹿第533号「短期給付金の振り込みに係る個人口座の登録について」により、公立学校共済組合本部が開発した短期給付業務処理システム(以下「新システム」という。)の導入についてお知らせしましたが、これに伴い、下記のとおり短期給付の給付方法等を変更しますので、組合員への周知をお願いします。

なお、この変更に伴い「個人口座申出書」の様式を一部変更し、当支部のHP(ホームページ)に掲載しましたので、ダウンロードの上、「公立学校共済組合関係申請書等用紙」を差し替えてください。

記

1 新システム導入時期

平成22年4月1日

2 給付日

短期給付の種類	現 行	変 更 後
一部負担金払戻金 家族療養費附加金 高額療養費	毎月15日(その日が休日 の場合は、直後の平日)	毎月25日(その日が休日 の場合は、直後の平日)
その他の短期給付	毎月25日(その日が休日 の場合は、直前の平日)	

3 給付内訳書

現在、当支部の一部負担金払戻金、家族療養費附加金及び高額療養費については、教職員互助組合の医療補助金と合わせて給付内訳書を作成していますが、今後は、別々に通知します。

#### 4 個人口座の登録・変更

個人口座については、教職員互助組合から口座情報の提供を受けて新システムへの登録を完了していますが、今後、次に該当する場合は個人口座の登録・変更が必要になるので、その都度、「個人口座申出書」を提出してください。

- (1) 新規採用者
- (2) 他の共済組合からの転入者
- (3) 婚姻等により氏名変更があった者
- (4) 口座を変更したい者

##### 留意事項

- ・ 単位漁業協同組合を除く金融機関が指定できる。
- ・ 指定できる口座種別は、普通預金及び当座預金とする。（貯蓄預金及び通常貯蓄預金の口座は使用できない。）
- ・ 資格喪失後は当分の間、口座を解約しないこと。
- ・ 任意継続組合員になった場合も登録口座に振り込まれる。
- ・ 登録口座を解約した場合は、速やかに、新たな受領口座を申し出ること。

#### 5 療養費・家族療養費

療養費・家族療養費の3月給付分は、旧システムから新システムへのデータ連携ができないことから、4月に給付する予定です。

#### 6 その他

公立学校共済組合鹿児島支部HPアドレス <http://www.kouritu.go.jp/kagoshima/>

「個人口座申出書」をHPからダウンロードが困難な所属所については、別途送付しますので連絡してください。

##### 問い合わせ先

公立学校共済組合鹿児島支部  
(鹿児島県教育庁総務福利課内)  
年金給付係 担当 上堀内  
: 099-286-5220 (直通)